

- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 東京都環境科学研究所手数料条例施行規則の一部改正

公布年月日・番号 平成19年3月16日・東京都規則第24号

1 概要

1 改正理由

東京都環境科学研究所が、平成19年4月1日より財団法人東京都環境整備公社へ移管されることに伴い、規定を整備する必要がある。

2 改正概要

(1) 規則の題名

「東京都環境科学研究所手数料条例施行規則」を「東京都自動車排出ガス試験等手数料条例施行規則」に改める。

(2) 規定の整備

「東京都環境科学研究所長」を「環境局長」に改める。

(3) 様式の整備

2 施行期日

平成19年4月1日

3 問い合わせ先

環境政策部 総務課 文書係

直通 03 - 5388 - 3417

内線 42 - 131